旭川市立陵雲小学校学校いじめ防止基本方針



平成26年4月 (令和6年3月改訂)

【目 次】

はじめに

第1章	いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	•••	1
1	いじめの防止等の対策に関する基本理念		1
2	市立学校の責務		2
3	いじめの定義等	•••	3
第2章	学校が実施するいじめの防止等の取組		7
1	本校のいじめの実態及び目標	•••	7
2	児童が主体となった取組の推進		
3	学校いじめ対策組織の設置		8
4	いじめ防止の取組		10
5	いじめの早期発見		12
•	・いじめ発見・見守りチェックシート		13
•	・家庭用 子どもの様子チェックリスト		14
•	・主な相談窓口	•••	15
6	いじめへの迅速かつ適切な対処	•••	16
•	・早期発見・事案対処マニュアル	•••	19
•	・いじめ事案対応フロー	•••	20
7	いじめの解消	•••	21
8	家庭や地域、団体との連携		
9	関係機関等との連携	•••	22
10	いじめの重大事態への対処		
•	・不登校重大事態に係る対応フロー	•••	24
11	学校いじめ防止基本方針の見直しと公表	•••	25
12	学校いじめ防止プログラム	•••	26

O はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、児童生徒だけの問題ではなく、様々な場面で起こり得る社会全体に関する問題といえるものです。

そのため、本校では、全ての教職員が、「いじめは絶対に許されない。」、「いじめは卑怯な行為である。」、「いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こり得る。」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚して、いじめの未然防止、早期発見・いじめへの対処に取り組み、児童生徒が安心して生活し、学ぶことができる学校の実現を目指します。

また、いじめの問題については、より良い人間関係をどう築いていくかということを 学校経営の基軸に据えるとともに、家庭や地域、関係機関等との連携の充実を図ること が大切です。

そのため、本校においては、「いじめ防止対策推進法」に基づき、「いじめの防止等のための基本的な方針(以下「国の基本方針」という。)」及び「北海道いじめ防止基本方針(以下「道基本方針」という。)」、さらには、令和5年6月に制定された「旭川市いじめ防止対策推進条例(以下「条例」という。)」とそれを受けて改訂された「旭川市いじめ防止基本方針」(以下「市基本方針」という。)及びいじめの未然防止、早期発見と重大化の防止、再発防止を図るいじめ防止対策「旭川モデル」等を踏まえ、いじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するための「学校いじめ防止基本方針(以下「学校基本方針」という。)」を抜本的に改めることとしました。

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

学校においては、法の基本理念を踏まえ条例第3条に規定した基本理念の下、全ての教職員がそれぞれの役割と責任を自覚し、いじめから児童生徒の生命と尊厳を守ることができる学校の実現を目指します。

- いじめの防止等のための対策は、いじめが、いじめを受けた児童生徒の尊厳を傷つける 行為かつ重大な人権侵害であるとの認識の下、全ての児童生徒が安心して生活し、及び学 ぶことができるようにし、並びに学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを 旨として行われなければならない。
- いじめの防止等のための対策は、全ての児童生徒がいじめを行わず、他の児童生徒に対して行われるいじめを知りながら見て見ぬふりをせず、いじめの防止のために主体的に行動できるようにするため、児童生徒のいじめの問題に関する理解を深めることを旨として行われなければならない。
- いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、市、学校、保護者、市民等及び関係機関の連携の下、当該児童生徒が苦痛を感じている状況を積極的に捉え、速やかに対応するとともに、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

2 市立学校の責務等

旭川市では、条例により、市立学校の責務を次のとおり定めています。 市立学校は、それぞれが有する責務を十分認識の上、いじめの防止等のための対策に取り組みます。

第5条 市立学校の責務

市立学校は、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」という。)第22条に規定する 組織を置くとともに、基本理念にのっとり、当該市立学校全体でいじめの防止等に取り組む責務を有する

- 2 市立学校は、在籍する児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、法第22条に規定する組織において、迅速かつ適切に対処する責務を有する。
- 3 市立学校は、市長が実施するいじめの防止等のための対策に協力するものとする。

本校は、条例第5条の規定を踏まえ、「いじめ対策組織」を中心に学校全体でいじめの 防止等に取り組むとともに、在籍する児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、 「いじめ対策組織」において迅速かつ適切に対処する責務を果たします。

また,条例では,保護者の責務,児童生徒の心構え及び市民等の役割についても,次の とおり定められています。

第6条 保護者の責務

保護者は、その保護する児童生徒がいじめを行うことのないよう、当該児童生徒に対し、他の児童生徒に対する思いやりその他の倫理観を養うために必要な指導を行うよう努めるものとする。

- 2 保護者は、その保護する児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切に当該児童生徒をいじめから保護するとともに、学校、市又は関係機関に相談するよう努めるものとする。
- 3 保護者は、市及び学校が行ういじめの防止等のための対策に協力するよう努めるものとする。

第7条 児童生徒の心構え

児童生徒は、互いの人権を尊重し、他の児童生徒に対して思いやりを持って接するよう努めるものとする。

- 2 児童生徒は、いじめが、いじめを受けた児童生徒の尊厳を傷つける行為かつ重大な人権侵害であること 及び他の児童生徒に対して決して行ってはならないことを理解し、いじめの防止に主体的に取り組むよう 努めるものとする。
- 3 児童生徒は、いじめを受けたと思われるとき、又は他の児童生徒がいじめを受けているとき、若しくはいじめを受けていると思われるときは、速やかに、学校、保護者、市又は関係機関に相談するよう努めるものとする。

第8条 市民等の役割

市民等は,基本理念にのっとり,児童生徒に対する見守り,声かけ等を行うなど,児童生徒と触れ合う機会を大切にするよう努めるものとする。

2 市民等は、児童生徒がいじめを受けているとき、又はいじめを受けていると思われるときは、速やかに、 市、学校又は関係機関に相談又は通報を行うよう努めるものとする。

本校は、条例第6条~8条の規定を踏まえ、保護者や児童、地域の方々に学校の「いじめ防止」の取組を情報発信するとともに、広く情報提供を求める取組を行うことによって連携しながら「いじめの防止」に取り組んでいきます。

3 いじめの定義等

(1) いじめの定義

条例では、「いじめ」をはじめとする用語について、次のように定義しています。

「いじめ」については、法第2条における定義と同内容であり、いじめを受けた児童生徒の主観を重視した定義としています。

いじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うのでなく、いじめを受けた児童や周辺の状況を踏まえ、法の定義の下に判断し、対処します。

また, 法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり, 「心身の苦痛を感じているもの」の要件を限定して解釈することがないよう努めます。

2条 定義

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、 当該各号に定めるところによる。

(1) いじめ

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係*1にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめを理解するに当たっては、次のことに留意します。

- 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、いじめを受けた児童生徒の立場 に立つことが必要である。
- 法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることがないよう努める必要がある。例えば、いじめを受けた児童生徒の中には、「いじめを受けたことを認めたくない」、「保護者に心配をかけたくない」などの理由で、いじめの事実を否定する児童生徒がいることが考えられる。このことから、いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのでなく、いじめを受けた児童生徒や周辺の状況等を踏まえ、法の定義に基づき判断し、対応する。
- インターネットを通じたいじめなど,本人が気付いていない中で誹謗中傷が行われ, 当該児童生徒が心身の苦痛を感じていない場合も,いじめと同様に対応する。
- 児童生徒の善意に基づく行為であっても、意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまい、いじめにつながる場合もあることや多くの児童生徒が被害児童生徒としてだけではなく、加害児童生徒としても巻き込まれることや被害、加害の関係が比較的短期間で入れ替わる事実を踏まえ、対応する。 なお、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害児童生徒が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、いじめという言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、いじめに該当するため、事案を法第22条及び条例第5条に規定する組織(以下「学校いじめ対策組織^{*2}」という。)で情報共有して対応する。

^{*1「}一定の人的関係」 とは、 学校・学級や部活動、 塾やスポーツ少年団など、 学校や市町村の内外を問わず、 当該児童生徒と何らかの関係がある児 童生徒を指します。

^{*2「}学校いじめ対策組織」とは、いじめの問題に組織的に対応するために設置する組織です。

- けんかやふざけ合いであっても,見えない所で被害が発生している場合もあるため, 背景にある事情の調査を行い,児童生徒の感じる被害性に着目し,いじめに該当する か否かを判断するものとする。日頃からグループ内で行われているとして,けんかや ふざけ合いを軽く考え,気付いていながら見逃してしまうことがないよう,ささいに 見える行為でも,表には現れにくい心理的な被害を見逃さない姿勢で対応する。
- 児童生徒が互いの違いを認め合い、支え合いながら、健やかに成長できる環境の形成を図る観点から、例えば、「性的マイノリティ**」、「多様な背景をもつ児童生徒*」、大規模な震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒等学校として特別な配慮を必要とする児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

(2) いじめの内容

具体的ないじめの態様としては、次のようなものがあります。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 など

これらのいじめの中には、犯罪行為**をして取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれるため、教育的な配慮やいじめを受けた児童生徒の意向を十分に配慮した上で、児童生徒の命や安全を守ることを最優先に、早期に警察に相談・通報を行い適切な援助を求め対応するとともに、生徒指導連絡協議会(生徒補導連絡協会)等を活用し、日頃から緊密に連携できる体制を構築します。

また、嫌がらせなどの「暴力を伴わないいじめ」であっても、繰り返されたり、多くの

- 強制わいせつ (刑法第176条) 断れば危害を加えると脅し、性器や胸・お尻を触る。
- 自殺関与(刑法第202条) 同級生に「死ね」 とそそのかし、 その同級生が自殺した。
- 暴行(刑法第208条) 同級生を殴ったり、無理やり衣服を脱がせたりする。
- 脅迫(刑法第222条) 裸などの写真・動画をインターネット上で拡散すると脅す。
- 強要 (刑法第223条) 遊びなどと称して、無理やり危険な行為や恥ずかしい行為をさせる。
- 恐喝(刑法第249条) 断れば危害を加えると脅し、現金を巻き上げる。
- 児童ポルノ提供等 (児童買春, 児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律 第7条) スマートフォンで裸などの写真・動画を撮って送らせたり、その写真・動画をSNS畳のグループに送信したりする。 など

^{*3「}性的マイノリティ」とは、LGBT (L:女性同性愛者,G:男性同性愛者,B:両性愛者,T:身体的性別と性自認が一致しない人) のほか、身体的性,性的指向、性自認等の様々な次元の要素の組み合わせによって、多様な性的指向・性自認を持つ人のことです。

^{*4「}多様な背景を持つ児童生徒」とは、発達障がい、精神疾患、健康課題のある児童生徒や、支援を要する家庭状況(経済的困難、児童生徒の家庭での過 重な負担、外国人児童生徒等)などにある児童生徒のことです。

^{*5}いじめの事例のうち、「犯罪行為」 と して取り扱われるべき と認められる事案や重大ないじめ事案と して、 警察への相談又は通報を行うことが想 定される具体例には、次のようなものがあります。

者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」と同様、生命、身体に重大な危険を生じさせる場合があることに留意します。

(3) いじめの要因

いじめの要因を考えるに当たっては、次の点に留意します。

- いじめは、児童同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの 芽はどの児童にも生じ得る。
- いじめは、単に児童だけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、他人の弱みを笑いものにしたり、異質な他者を差別したりするといった大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。
- いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、はやしたてたり面白がったりする観衆の存在、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在や、学級や部活動等の所属集団の閉鎖性等の問題により、潜在化したり深刻化したりする。
- いじめの衝動を発生させる原因としては、①心理的ストレス(過度のストレスを集団内の弱い者を攻撃することで解消しようとする)、②集団内の異質な者への嫌悪感情、③ねたみや嫉妬感情、④遊び感覚やふざけ意識、⑤金銭などを得たいという意識、⑥被害者となることへの回避感情などが挙げられる。
- 児童一人一人を大切にした分かりやすい授業づくりや、児童の人間関係をしっかりと把握し、全ての児童が活躍できる集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。
- 児童の発達の段階に応じた、男女平等、子ども、高齢者、障害のある人などの人権 に関する意識や正しい理解、自他を尊重する態度の育成、自己有用感**や自己肯定感*⁷ の育成を図る取組が十分でなければ、互いの違いを認め合い、支え合うことができず、 いじめが起こり得る。

(4) いじめの解消

いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、必要に応じ、いじめを受けた児童といじめを行った児童との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとします。

ア いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為 (インターネットを通じて行われるものを含む。) が止んでいる状態が相当の期間継続していること。

イ いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において,いじめを受けた 児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

^{*6「}自己有用感」 とは、 他者との関係の中で 「自分は役に立っている」 など、 自らの存在を価値あるものと受け止められる感情です。

^{*7「}自己肯定感」とは、「自分はよいところがある」「自分は○○できる」など、 自らを積極的に評価できる感情です。

いじめを理解するに当たっては、次のことに留意します。

(アの要件に関しては)

- この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、教育委員会又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。
- 学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、いじめを受けた児童生徒を守り通すとともに、いじめを受けた児童生徒及びいじめを行った児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、いじめを止めさせ、必要な措置を講ずるとともに、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

(イの要件に関しては)

- いじめを受けた児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどう かを面談等により確認する。
- 学校は、いじめが解消に至るまでいじめを受けた児童生徒の支援を継続するため、 支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。
- 上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性やいじめを受けたことによる心理的な影響が容易には消えない場合も十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、いじめを受けた児童生徒及びいじめを行った児童生徒について、日常的に注意深く観察する。

(5) いじめの重大事態

重大事態とは、法第28条第1項により次のとおり規定されています。

- ア いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命,心身又は財産に重大な被害が生じ た疑いがあると認めるとき
- イ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀な くされている疑いがあると認めるとき

アの生命,心身又は財産に重大な被害については,

- ・児童が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 などが該当します。

イの相当の期間については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安としますが、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、迅速に対応します。

第2章 学校が実施するいじめの防止等の取組

1 本校のいじめの実態及び目標(指標)

前年度、本校では、「冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする」といった態様を中心に「嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする」「パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる」などの態様のいじめを、3月31日現在211件を認知し、そのうち179件(約85%)の解消を確認しています。

今後は、「いじめの行為は止んでいるが、その状態が相当の期間継続していない」事案 も含めた残りの事案の解消に取り組んでいきます。

また、いじめに関するアンケートでは、100%の児童が「いじめはどんなことがあっても許されないと思う」と回答した一方で、約2.2%の児童が「いやな思いをしたとき、誰にも相談しない」と回答しました。

こうした状況を踏まえつつ,本年度においても,校内研修等を通じて「学校いじめ防止 基本方針」の教職員における共通理解を深めます。

また、『生徒指導の2軸3類4層構造』を念頭に、恒常的な対話を通した個と集団への働きかけやアンケート調査、教育相談などの把握体制・相談体制の充実、いじめ防止教育や情報モラル教育、SOSの出し方教育の実施によって、いじめの未然防止といじめの積極的把握に取り組みます。また、市長部局と学校・教育委員会が一体的に対応するいじめ防止対策「旭川モデル」による施策を推進します。

これらの施策を通して、『いじめの解消率100%』『いじめはどんなことがあっても許されないと思う100%』『いやな思いをしたとき、誰にも相談しない0%』を目指し、検証・改善を充実させていきます。

2 児童が主体となった取組の推進

学校は、いじめの芽はどの児童にも生じ得ることを踏まえ、全ての児童を対象に、学校全体でいじめに向かわせないための未然防止の取組として、児童同士が主体的にいじめの問題について考え、議論することなどのいじめの防止に資する活動に取り組みます。

- 児童会を中心にいじめの問題等について話し合い、本校の児童が「すべきこと」「できること」など本校の実情に応じた、学校いじめ防止基本方針「友達と仲良く 笑顔ですごせる学校」(1,2年)」「心から楽しく 笑顔あふれる学校」(3-6年)を策定し、いじめを自分事として考えさせます。
- ○年度始めに「学校いじめ防止基本方針」の学習を行い、各学年や学級の実態に合わせた 「ストップいじめ宣言」を策定し、年間を通じていじめ防止の意識を醸成します。
- 年に2回の「いじめ・非行防止強調月間」に合わせて、代表委員会で「児童会集会」 を企画・運営します。
- 児童会を中心とした取組を行う際に、全ての児童が、いじめ防止の取組の意義を理解 し、主体的に参加できるよう活動の工夫を図ります。

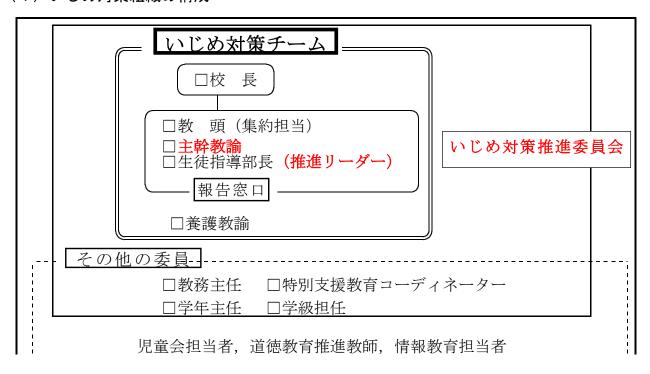
3 学校いじめ対策組織の設置

「いじめ防止対策推進法」第22条では、「学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。」と定めています。また、「国の基本方針」では、「法第22条は、学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、組織的な対応を行うため中核となる常設の組織を置くことを明示的に規定したもの」、「組織的対応の中核として機能するような体制を、学校の実情に応じて決定する」、「必要に応じて、(可能な限り)心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者など外部専門家等が参加しながら対応すること」が示されています。

本校では、いじめの問題を特定の教職員で問題を抱え込むことなく、組織的に対応することで複数の目による状況の見立てを可能にし、いじめの防止や早期発見、対処について、より実効的ないじめの問題の解決に努めることができると考えます。

そのため、法に基づき、校長をリーダーとした複数の教職員による常設の「学校いじめ対策組織」を設置します。いじめの防止については、「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画(学校いじめ防止プログラム)の作成や実施の際に、児童や保護者の代表、地域住民の代表として学校評議員などを加えて組織を構成します。また、事案の対処に当たっては、関係の深い職員を追加するとともに、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポーター(警察官経験者)などの外部専門家等を加え、組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組みます。

(1) いじめ対策組織の構成



【年間計画やいじめ防止の取組の実施等】 児童の代表,保護者の代表,学校運営協議会委員

【いじめの対処等】

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールサポーター等

(2) 学校いじめ対策組織の体制

次のことを踏まえて、「学校いじめ対策組織」の体制を整備します。

- ○気付きを共有して早期対応につなげるため,管理職がリーダーシップをとって教職員の心理的 安全性の確保に努め,情報共有を行いやすい環境の醸成に取り組む。
- ○管理職は、学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、「学校いじめ対策組織」に報告を行わないことは、法に違反し得る行為であることを、教職員に周知徹底する。
- ○児童生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さず,原則としてその全てを「報告窓口担当者」 に報告するなど,的確にいじめの疑いに関する情報を共有し,共有された情報を基に,組織的 に対応できる体制を整える。
- ○事実関係の把握, いじめであるか否かの判断を組織的に行うことができる体制を整える。
- ○いじめが疑われるささいな兆候や懸念, 児童生徒からの訴えなどを教職員が抱え込むことなく, 又は対応不要であると個人で判断せずに, 直ちに全て報告・相談できる体制を整える。
- ○当該組織に集められた情報は個別の児童生徒ごとに記録するなど,複数の教職員が個別に認知した情報を集約し共有できる体制を整える。
- ○構成員全体の会議「いじめ対策推進委員会」と日常的な「いじめ対策チーム」の会議を目的 に応じて適切に開催するなど、機動的に運用できる体制を整える。
- ○いじめの問題に関する指導記録を保存し、児童生徒の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継いだり情報提供したりできる体制を整える。

(3)組織の役割

- ①未然防止
 - ア)いじめが起きにくく、いじめを許さない環境づくり

②早期発見·事案対処

- ア) いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- イ) いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題 行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ウ)いじめの情報(いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に関する悩みを含む)があったときには「いじめ対策チーム」の緊急会議を開催するなど、情報の迅速な 共有、関係児童生徒に対する聴取り調査やアンケート調査により事実関係の把握と いじめであるか否かの判断を行う役割
- エ) いじめが解消に至るまでいじめを受けた児童生徒の支援を継続するため,支援内容・情報共有・教職員の役割分担を含む対処プランを策定し,確実に実行する役割

- オ) いじめを受けた児童生徒に対する支援, いじめを行った児童生徒に対する指導の体制, 対応方針の決定と保護者との連携等の対応を組織的に実施する役割
- カ) 学校いじめ防止基本方針の内容が, 児童生徒や保護者, 地域住民から容易に理解 される取組を行う役割
- キ)いじめを受けた児童生徒を徹底して守り通し、事案を解決する相談・通報を受け付ける窓口であるなど、「学校いじめ対策組織」の役割が、児童生徒や保護者、地域住民からも容易に理解される取組を行う役割
- ク)「いじめ対策チーム」の会議を含め、「学校いじめ対策組織」の会議の内容を記録 し、文書管理規程の保存年限を厳守の上、整理・保管する役割

③学校いじめ防止基本方針に基づく取組

- ア) 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画(学校いじめ防止プログラム)の作成・実行・検証・修正を行う役割
- イ) 学校いじめ防止基本方針における年間計画(学校いじめ防止プログラム) に基づき いじめの防止等の校内研修を企画し,計画的に実施する役割
- ウ) 学校いじめ防止基本方針が本校の実情に即して適切に機能しているかについての 点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割(PDCAサイクルの実行 を含む)

4 いじめ防止の取組

学校は、児童がいじめに向かわないよう、社会性や互いの人格を尊重する態度を醸成するとともに、自己有用感や自己肯定感を育む指導に努めます。

また、学校は児童に対して、傍観者とならず「学校いじめ対策組織」への報告をはじめ とするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるような啓発を行います。 学校は、いじめの防止のため、次の取組を進めます。

ア いじめについての共通理解

- (ア) いじめの態様や特質,原因・背景,具体的な指導上の留意点などについて,職員会議や 校内研修において周知し,教職員全員の共通理解を図る。
- (イ) 教育委員会が実施する「いじめ防止対策研修会」や生徒指導研究協議会等の教職員研修の成果を還元し、教職員全員の共通理解を図る。
- (ウ) 全校集会や学級活動などにおいて校長や教職員が、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人権侵害であり人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成する。
- (エ) いじめの未然防止に向けた授業を行うとともに、学校いじめ防止基本方針「友達と仲良く 笑顔ですごせる学校」(1,2年)」「心から楽しく 笑顔あふれる学校」(3-6年)の作成を支援し、「学校いじめ対策組織」の存在や活動について、児童生徒が容易に理解できる取組を進める。
- (オ) いじめを防止することの重要性に関する理解を深めるため、教職員への研修、児童生徒への指導及び保護者への啓発に計画的に取り組む。

イ いじめに向かわない態度・能力の育成

- (ア) 児童生徒の発達段階や実態に応じた人権教育学習の実施など、学校の教育活動全体を 通じた人権に関する教育の一層の充実により、多様性を理解するとともに、自分の存在と他 者の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度を醸成する取組を進める。
- (イ) 児童生徒が性犯罪・性暴力の加害者,被害者,傍観者にならないよう学校教育全体を通じて性暴力防止に向けた「生命(いのち)の安全教育」の充実を図る。
- (ウ) 家庭や地域と連携を図り、地域の人材、自然や歴史的風土、伝統、文化など多様な教育 資源を活用して、児童生徒の発達の段階に応じた道徳教育の充実を図る。
- (エ) 児童生徒の発達段階に応じて,他者の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操や社会性,規範意識を育むため,地域の教育資源を生かした教育活動や体験活動を推進する。
- (オ) 自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していける 力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、 児童生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。
- (カ) インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるよう、児童生徒の発達段階に応じ、プライバシーの保護や、セキュリティの必要性の理解、情報の受発信におけるエチケットの遵守など、情報化社会の中で適正に行動するための基となる考え方や態度を育成する「情報モラル教育」(SNSの適切な利用に係る学習)や情報を活用して自己の生き方や社会を豊かにするための基礎・基本となる情報活用の実践力の育成に関する教育の充実と啓発に取り組む。

ウ いじめが生まれる背景と指導上の注意

- (ア) いじめの加害の背景には、人間関係のストレスをはじめ、 学習の状況等が関わっている ことを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感がストレスにならないよう、一人一人を大切にした分かりやすい授業づくりを推進する。
- (イ) 教職員の不適切な認識や言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを 助長したりすることのないよう、指導の在り方について共通理解を図るとともに、細心の注意を 払う。
- (ウ) 児童生徒が規律正しい態度で主体的に参加・活躍できる授業づくりや、人格が尊重され 安心して過ごせる集団づくりを進めるとともに、児童生徒の望ましい人間関係を形成する力の 育成を図る取組を推進する。
- (エ) 学校として「性的マイノリティ」とされる児童生徒に対して、プライバシーに十分配慮しながら、日頃から適切な支援を行うとともに、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。
- (オ) 「多様な背景を持つ児童生徒」については、日常的に、当該児童生徒の特性等を踏ま えた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組 織的に行う。
- (カ) 配慮を必要とする児童生徒の交友関係の情報を把握し、入学や進級時の学級編制や学校生活の節目の指導に適切に反映する。

エ 自己有用感や自己肯定感を育む指導の充実

(ア) 教育活動全体を通じ、児童生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じることができる

機会を全ての児童生徒に提供し、児童生徒の自己有用感を高める取組を推進する。

- (イ) 児童生徒の個性の発見,よさや可能性の伸長及び社会的資質・能力の発達を支えるため,日常的に,児童生徒への挨拶,声かけ,励まし,賞賛,対話,及び授業や行事を通した個と集団への働きかけを行う。
- (ウ) 自己肯定感が高まるよう,困難な状況を乗り越えるような体験の機会を設けるなどの工夫を図る。
- (エ) 自己有用感や自己肯定感, 社会性などは, 発達段階に応じて身に付いていくものであることを踏まえ, 小・中学校間で連携した取組を進む。

<保護者の役割>

○ 保護者は、その保護する児童に、家庭や地域社会の中で自分の果たすべき役割があることや、自分を認めてくれる人がいることを実感させ、自尊感情を育むことが大切です。

オ 児童生徒が主体となった取組の推進

学校は、いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得ることを踏まえ、全ての児童生徒を対象に、学校全体でいじめに向かわせないための未然防止の取組として、児童生徒同士が主体的にいじめの問題について考え、議論することなどのいじめの防止に資する活動に取り組みます。

- (ア) 児童会・生徒会を中心に、いじめの問題について話し合い、自校の実態に応じた、学校いじめ防止基本方針(児童生徒版)を策定する。
- (イ) 生活・学習Actサミットで協議された内容を小・中学校で連携して共有する。
- (ウ) いじめ・非行防止強調月間におけるいじめ防止集会,メッセージコンクール等の開催など,児童会・生徒会を中心とした取組を行う際に,全ての児童生徒が,いじめ防止の取組の意義を理解し,主体的に参加できるよう活動の工夫を図る。

5 いじめの早期発見

学校は、いじめが大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、「いじめ見逃しゼロ」に向け、たとえ、ささいな兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から複数の教職員で的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に幅広く認知します。

また,日頃からの児童生徒の見守りや信頼関係の構築に努め,児童生徒が示す小さな変化や 危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに,教職員相互が積極的に児童生徒の情報 交換を行い,情報を共有します。

学校は,いじめの早期発見のため,次の取組を進めます。

- (ア) 日常の観察や児童生徒との触れ合い、定期的なアンケート調査やストレスチェックの実施 学校ネットパトロールの計画的な実施、チェックシートの活用、教育相談の実施などにより、 いじめの早期発見に取り組むとともに、児童生徒が日頃から児童の心の居場所づくり、相 談しやすい雰囲気づくりを含めた「心のケア」を積極的に進める。
- (イ) アンケート調査実施後に、関係児童生徒に対する個人面談を必ず実施します。 個人面談を実施することにより関係児童生徒がアンケートへ回答したこと等が他の児童生徒に推測されないよう面談の実施方法、時間、場所には細心の注意を払う。

- (ウ) いじめの相談・通報を受け付ける校内の窓口のほか,保健室(養護教諭)や相談室(スクールカウンセラー等)の利用や関係機関の相談窓口について,ホームページ,学校便り等により周知し、いじめについて相談しやすい体制を整備する。
- (エ) 保護者用のチェックリストなどを活用し、家庭と連携して児童生徒を見守り、健やかな成長を支援する。

<保護者の役割>

○ 保護者は、日頃から家庭において、その保護する児童との会話や触れ合いを通して生活の様子の変化や不安な気持ちなどの兆候をいち早く把握できるように努め、 把握した場合には、児童に寄り添い、悩みや不安等を共感的に理解するとともに、 学校をはじめ関係機関等に相談して支援を受けながらその解消に努めることが大切 です。いじめの兆候の早期発見のため、次のシートを活用することも効果的です。

いじめ発見・見守りチェックシート

*	年	組	記入者		【記入E	3 月	\Box
次	の項目に該	亥当する生	E徒がいる場合	合は,横に名前を記載して	ください	0	
	日常の・宮田門教登休交他る表視衣持さ体の・室がなる員時時関子…がをの物た擦のに間係の…暗そ汚やりの	動の、そ、にが持いくられ掲す傷が、中で、に、ば体一変ち、(しや示るや様)と過、職、にの人わ物、さ、傷物。あると、過ご、員、い不でっを、え合み等、ざ	子等 がす… 空… た調過に持… ずわ等に… が をご。た…)。そがい… で の… で の… で の… で の… で の… で の… で の… で の	だた。又は,すぐに保健室に か付近でよく見かける。又は が多い。 が多い。 ない。 ない。 ない。 ない。 ない。 ない。 ない。 ない。 ない。 な		生徒氏名	
	学習意欲が 発言したり グループ グループ	つも遅れが減退しが減退しが減退しが減退しが減退しが ででである。 でででである。 でででである。 でででである。 ででである。 ででである。 ででである。 ででである。 ででである。 ででである。 でである。 でである。 でである。 でである。 ででである。 ででである。 ででである。 ででである。 ででである。 ででである。 ででである。 ででである。 ででである。 ででである。 ででである。 ででである。 ででである。 ででである。 ででである。 ででである。 ででである。 ででである。 ででできる。 ででである。 ででである。 ででである。 ででである。 ででである。 ででである。 ででである。 ででである。 ででできる。 ででである。 ででである。 ででである。 ででである。 ででである。 ででである。 ででである。 ででである。 ででではできる。 でででできる。 ででできる。 ででできる。 ででできる。 でででできる。 でででできる。 ででででできる。 でででできる。 でででできる。 ででででできる。 ででででででできる。 ででででできる。 でででででできる。 でででででできる。 でででででできる。 でででででででででで	て入ってくる たり,忘れ物 れたりすると こ,所属グル ると机を離さ	。	. (生徒氏名]
	\=+3\4+ +	==!\\\	* ~				
	ゴミ捨て7 一人で下れ 一人で部3 部活動をf	こ一人だ(など,人(校するこ) 活動の準(休み始め,	ナ離れて掃除 の嫌がる仕事 とが多い。… 構や後片付け 急に部活動	している。	· (· (· (生徒氏名]

家庭用 子どもの様子チェックリスト

子どもの中には、家族に心配をかけたくないという思いから、いじめられていることを打ち明けられないお子さんもいます。しかし、必ずと言ってよいほど兆候が見られます。 いじめを早期に発見するため、次の項目を参考にチェックしてみてください。

登	校するまでの様子
	朝,なかなか起きてこない。いつもと違って、朝食を食べようとしない。 疲れた表情をしている。ぼんやりとしている。ふさぎこんでいる。 登校時間が近づくと、頭痛や腹痛、発熱、吐き気など体調不良を訴えて登校を渋る。 友達の荷物を持たされている。 一人で登校(下校)するようになる。遠回りをして登校(下校)するようになる。 途中で家に戻ってくる。
B	常における家庭生活の変化
	服の汚れや破れ、身体にあざや擦り傷があっても理由を言いたがらない。 すぐに自分の部屋に駆け込み、なかなか出てこない。外出したがらない。 いつもより帰宅が遅い。 電話に出たがらない。 お金の使い方が荒くなったり、無断で家から持ち出すようになったりする。 成績が下がり、書く文字の筆圧が弱くなる。 食欲がなくなる。ため息をつくことが多くなる。なかなか寝付けない。
持	ち物の変化
	持ち物などが壊されている。道具や持ち物に落書きがある。 学用品や持ち物がなくなっていく。買い与えた覚えのない品物を持っている。
友	大関係の変化
	遊んでいる際、友達から横柄な態度をとられている。友達に横柄な態度をとる。 友達の話をしなくなったり、いつも遊んでいた友達と遊ばなくなったりする。 友達から頻繁に電話がかかってきて外出が増える。メールや SNS などを気にする。 いじめの話をすると強く否定する。
家	族との関係の変化
	親と視線を合わせない。 家族と話をしなくなる。学校の話をさけるようになる。 親への反抗や弟や妹をいじめる,ペットや物にやつあたりする。

お子さんの様子について気になることがありましたら、教職員にお知らせください。 スクールカウンセラーに相談することもできます。遠慮なくご連絡ください。

旭川市立陵雲小学校 電話 0166-57-2870

まも そうだんまどぐち 主な相談窓口

- ◆旭川市子どもSOS電話相談(いじめ・不登校)
 - <電話番号> 0120-126-744 (いじめなしよ)
 - < 受付時間 > 平日 8:45~17:15 (祝日, 年末年始を除く)
- ◆少年サポートセンター「少年相談110番」(北海道警察)

- ◆子どもの人権110番(旭川地方法務局)
 - <電話番号> 0120-007-110 (ぜろぜろなな の ひゃくとおばん)
 - < 受付時間 > 平日 8:30~17:15
- ◆旭川法務少年支援センター (旭川少年鑑別所)

でんわばんごう <電話番号> 0166-31-5511 <受付時間> 平日 9:00~17:00

◆法テラス旭川

でんわばんごう <電話番号> 050-3383-5566 <受付時間> 平日 9:00~17:00

◆上川教育局相談電話

<電話番号> 0166-46-5243 < 受付時間> 平日 8:45~17:30

- ◆子ども相談支援センター(北海道教育委員会)
 - (電話番号> 0120-3882-56

0120-0-78310 (24時間子供SOSダイヤル)

< 受付時間 > 毎日 2 4 時間 <メール相談 > sodan-center@hokkaido-c.ed.jp

◆おなやみポスト(北海道教育委員会)

< Web サイト> https://www2.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ssa/kodomo-sos/



◆北海道いのちの電話(社会福祉法人北海道いのちの電話)

<電話番号> 011-231-4343 <受付時間> 毎日24時間

- ◆性暴力被害者支援センター北海道【SACRACH さくらこ】(北海道・札幌市)
 - <電話番号> 050-3786-0799 または #8891
 - < 受付時間 > 平日10:00~20:00 (土日祝, 12/29~1/3除く)
 - <メール相談>sacrach20191101@leaf.ocn.ne.jp
- ◆スクールカウンセラーへの絹ііі談も受け付けています。

事前に都合のよい日時をお知らせください。

旭川市立陵雲小学校 電話 0166-57-2870

6 いじめへの迅速かつ適切な対処

学校は、いじめを発見又は通報を受けた場合、特定の教員で抱え込まず、直ちに学校い じめ対策組織において情報を共有し、組織的に対応します。

ア いじめの発見・通報を受けたときの対応

- (ア) 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その行為を止めさせる。
- (イ) 児童生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には,真 摯に傾聴する。
- (ウ) いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせた児童生徒の安全を確保します。
- (エ) 発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず,「学校いじめ対策組織」に直ちに情報を共有する。その後は、当該組織が中心となり、速やかに関係児童生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- (オ) いじめを受けたとされる児童生徒が関係児童生徒への事実確認を望まない場合や関係児童生徒から聴き取りした内容に齟齬がある場合など、いじめの行為の認定に至らないときであっても、いじめを受けたとされる児童生徒の立場に立っていじめ事案として積極的に認知し、関係児童生徒の見守り等を行う。
- (カ) いじめと認知した場合は、いじめを受けた児童生徒及び保護者の意向、当該児童生徒の心身の苦痛の程度、いじめの行為の重大性等を踏まえ、「学校いじめ対策組織」において、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを決定し、いじめの解消に至るまで組織的かつ継続的に支援や指導を行う。
- (キ) いじめ事案やいじめの疑いのある事案は、認知の有無にかかわらず、全ての事案についていじめを受けたとされる児童生徒の保護者に連絡するとともに、教育委員会に報告する。
- (ク) インターネットやSNS等に不適切な書き込みを発見した場合は、保護者との協力 連携の下、速やかに削除を求めるなどの措置を講じるとともに、必要に応じて関係 機関に適切な援助を求める。
- (ケ) いじめ行為のうち、犯罪行為として取り扱われるべき行為を把握した際には、被害を受けた児童生徒の生命や安全を守ることを最優先とし、法第23条第6項に基づき、ためらうことなく直ちに警察に相談・通報し、連携して対応する。(再掲)
- (1) 児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察等関係機関と連携し、適切な援助を求める。

イ いじめを受けた児童及びその保護者への支援

- (ア) いじめを受けた児童生徒から, 事実関係の聴取を迅速に行う。 その際, 自尊感情を高めるよう留意する。
- (イ) 家庭訪問等により、その日のうちに当該保護者に事実関係を伝える。
- (ウ) いじめを受けた児童生徒や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該児童生徒の見守りを行うなど、いじめを受けた児童生徒の安全を確保する。

- (エ) いじめを受けた児童生徒にとって信頼できる人(親しい友人や教職員,家族,地域の人等) と連携し、いじめを受けた児童生徒に寄り添い支える体制をつくる。
- (オ) いじめを受けた児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう,必要に応じて,いじめを行った児童生徒や保護者の理解の下でいじめを行った児童生徒を別室において指導するなど,いじめを受けた児童生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。
- (カ) いじめを受けた児童生徒の保護者に対して、当該児童生徒が安心して学校生活を送れるようにするための支援策について、丁寧に説明し理解を得るとともに、当該児童生徒の学校生活の様子や支援策に取り組んだ結果の改善状況等について定期的に情報提供する。
- (キ) いじめを受けた児童生徒が登校できない状況となっている場合は、学校生活への復帰に向けた支援や学習支援を行い、必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの協力を得て対応する。
- (ク) 状況に応じて、スクールサポーター(警察官経験者)など外部専門家の協力を得て対応する。

ウ いじめを行った児童への指導及びその保護者への助言

- (ア) いじめを行ったとされる児童生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールサポーター(警察官経験者)など外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめを止めさせ、その再発を防止する措置をとる。
- (イ) 事実関係の確認後,迅速に当該保護者に連絡し,事実に対する保護者の理解や納得を 得た上,学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めると ともに,継続的な助言を行う。
- (ウ) いじめを行った児童生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は 財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- (エ) いじめを行った児童生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。
- (オ) 児童生徒の個人情報の取扱い等, プライバシーには十分に留意して以後の対応を行う。
 - ・いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、 特別の指導計画による指導のほか、さらに法第26条に基づく出席停止や警察との連携に よる措置も含め、毅然とした対応をする。
 - ・教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、児童生徒に対して懲戒を加えることも考える。ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分に留意し、いじめを行った児童生徒が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。

エ いじめが起きた集団への働きかけ

(ア) いじめを傍観していた児童生徒に、 自分の問題として捉えさせ、 いじめを止めさせること はできない場合でも、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。

- (イ) はやしたてるなど同調していた児童生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行 為であることを理解させる。
- (ウ) 学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという意識 を深める。

オ 性に関わる事案への対応

- (ア) 他の事案と同様に、「学校いじめ対策組織」において、組織的にいじめであるか否かの判断を行うとともに、児童生徒のプライバシーに配慮した対処を行う。
- (イ) 事案の対処に当たっては、管理職や関係教職員、養護教諭等によるチームを編制し、児童生徒に対して同性の教職員や話しやすい教職員が対応するなど、適切な役割分担を 行う。
- (ウ) チーム内のみで詳細な情報を共有し、情報管理を徹底する。
- (エ) 事案に応じて、スクールカウンセラーを含めたチームで対応するとともに、医療機関や児 童相談所等の関係機関との連携を図る。
- (オ) 犯罪行為として取り扱われるべき行為を把握した際には、被害を受けた児童生徒の生命や 安全を守ることを最優先とし、法第23条第6項に基づき、ためらうことなく直ちに警察に相談 通報し、連携して対応する。(再掲)

カ 関係児童が複数の学校に在籍する事案への対応

(ア) 学校間で対応の方針や具体的な指導方法に差異が生じないよう,教育委員会が窓口となり,各学校との緊密な連携の下,対応への指導助言を行うとともに,学校相互間の連携協力を促す。

<保護者の役割>

- 保護者は、その保護する児童がいじめを受けている場合には、気持ちを受け止め、 心と体を守ることを第一に考え、「絶対に守る」という気持ちを伝え、安心させると ともに、児童の心情等を十分に理解し、対応するよう努めることが大切です。
- 保護者は、その保護する児童がいじめを行った場合には、自らの行為を深く反省するよう厳しく指導するとともに、児童が同じ過ちを繰り返すことがないよう、児童生徒を見守り支えることが大切です。

早期発見・事案対処マニュアル

【いじめの把握・報告】

111	1114	1	T+ \	
< 1, 1	じめ	(1)1	上され	>
V V	יכטטי	U フ 」		

- いじめを受けた児童生徒や保護者
- 0 学級担任

- 同囲の児童生徒や保護者

- 養護教諭等学級担任以外の教職員 0
- 児童生徒アンケート調査や教育相談 0
- スクールカウンセラー(SC)
- 学校以外の関係機関や地域住民
- 〇 その他

- <いじめの報告>

 - 把握者 → 報告窓□ → 集約担当 → 校長・教頭

いじめ対策組織(対策チーム)会議の速やかな開催

【事実確認及び指導方針等の決定(いじめ対策組織会議)】

□事実関係の把握

- 口いじめ認知の判断
- 口「いじめ対処プラン」の作成(指導方針,指導方法,役割分担等の決定)
- 口全教職員による共通理解
- □SCや関係機関等との連携の検討

【いじめ対策組織による対処】

- いじめを受けた児童生徒及び保護者への支援 〇 いじめを行った児童生徒及び保護者への指導助言
- 0 0 SCなどによる心のケア 周囲の児童生徒への指導

関係機関(教育委員会、いじめ防止対策推進部、警察等)との連携

	いじめを受けた児童生徒	いじめを行った児童生徒	周囲の児童生徒
	□組織体制を整え、いじめを止めさせ、安全の確保及び再発 を防止し、徹底して守り通	□いじめは、他者の人権を侵す 行為であり、絶対に許されな い行為であることを自覚さ	□いじめを傍観したり、はやし 立てたりする行為は許され ないことや、発見したら周囲
学 校	す。 □いじめの解消の要件に基づ き,対策組織で継続して注視	せるなど, 謝罪の気持ちを醸成させる。 □ 八本満やストレスを克服する	の大人に知らせることの大切さに気付かせる。 口自分の問題として捉え、いじ
	するとともに、自尊感情を高める等、心のケアと支援に努	力を身に付けさせるなど、いじめに向かうことのないよ	めをなくすため、よりよい学 級や集団をつくることの大

- 口家庭訪問等により, その日の うちに迅速に事実関係を説 家 明する。 口今後の指導の方針及び具体 庭
- □迅速に事実関係を説明し,家 庭における指導を要請する。
- □保護者と連携して以後の対 応を適切に行えるよう協力 的な手立て, 対処の取組につ を求めるとともに,継続的な いて説明する。 助言を行う。

う支援する。

□いじめを受けた児童生徒及 び保護者の意向を確認し、教 育的配慮の下,個人情報に留 意しながら、必要に応じて今 後の対応等について協力を 求める。

切さを自覚させる。

一定期間(3か月以上)経過後、解消の判断 ※解消とならない場合、対処プランの見直し

【再発防止に向けた取組】

〇 原因の詳細な分析

める。

- □事実の整理、指導方針の再確認
- ロスクールカウンセラーなどの専門 家等の活用
- 学校体制の改善・充実
- 口生徒指導体制の点検・改善
- 口教育相談体制の強化
- □児童生徒理解研修や事例研究等, 実践的な校内研修の実施

- 教育内容及び指導方法の改善・ 充実
- □児童生徒の居場所づくり、絆づく りなど, 学年・学級経営の一層の
- 口人権に関する教育や道徳教育の充 実等、児童生徒の豊かな心を育て る指導の工夫
- 口分かる授業の展開や認め励まし伸 ばす指導, 自己有用感を高める指 導など,授業改善の取組
- 〇 家庭, 地域との連携強化 口学校いじめ防止基本方針や,
- いじめの防止等の考え方や取 組等の情報提供や教育活動の 積極的な公開
- □学校評価を通じた学校運営協 議会等によるいじめの問題の 取組状況や達成状況の評価
- □児童生徒のPTA活動や地域 行事への積極的な参加による 豊かな心の醸成

いじめ事案対応フロー

事案を把握した教職員

報告

学校いじめ対策組織の 報告窓口担当・集約担当

報告

校長・教頭(推進リーダー)

随時開催

学校いじめ対策組織(対策チーム)会議

- 事実関係把握の方策を協議
- ・教育委員会や警察との連携

指示

役割分担に基づき, 聴取り等により 組織的に事実関係を確認

報告

学校いじめ対策組織(対策チーム)会議 ・法の定義に基づく認知の判断

- ・対処プランの策定
- 役割分担等の決定

説明

被害児童生徒及び保護者への 対処プランの説明と意向の確認

報告

学校いじめ対策組織(対策チーム)会議

- ・対処プランの決定
- 全教職員による共通理解 等

指示

組織的な対処

- 被害児童生徒等への支援
- ・加害児童生徒等への指導助言
- ・被害児童生徒の保護者への定期 的な情報提供
- ・対応状況の適切な記録 等

報告

学校いじめ対策組織(対策チーム)会議

- 支援や指導の状況の共有
- ・対処プランの見直し
- ・全教職員による共通理解等

指示

組織的・継続的な見守りの徹底, 被害児童生徒に寄り添った支援

随時報告

学校いじめ対策組織(対策チーム)会議 3か月以上経過後,解消の判断

指示

日常的な注意深い観察等, 再発防止に向けた取組の継続

把握した情報の速やかな報告

▶いじめの疑いのある事案を把握した教職員は、速やか(当日のうち) に、報告窓口担当(いじめ対策推進リーダー等)に報告します。教職員 が情報を抱え込むことは法第23条第1項に反する行為です。

学校いじめ対策組織(対策チーム)会議の開催①

- ▶ いじめの疑いのある事案について報告を受けた場合は、速やかに学校 いじめ対策組織会議(又は,対策チーム会議)を開催し,いじめの事実 関係把握の方策を協議します。
- ▶ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめ行為を把握した際は、直ちに 警察に相談・通報し、連携して対応します。
- ▶ 困難ケースに該当する事案については、教育委員会に速報します。
- ※いじめの定義の3要件を満たす場合は、この時点で積極的かつ幅広く 認知した上で,組織的に対応します。

組織的な事実関係の確認

▶役割分担に基づき、速やかに関係児童生徒から事情を聞き取るなどし て、組織的にいじめの事実の有無を確認します。

学校いじめ対策組織(対策チーム)会議の開催②

- ▶ 事実確認を踏まえ、法の定義に基づき、いじめの認知を判断します。▶ いじめを受けたとされる児童生徒が事実確認を望まない場合や、関係 児童生徒から聴き取りした内容に齟齬がある場合など、いじめとされる 行為の認定に至らないときであっても、いじめ事案として積極的に認知 します。
- ▶ 認知の有無にかかわらず、全ての事案についていじめを受けたとされ る児童生徒の保護者に連絡します。

教育委員会への報告

いじめ (疑いを含む)事案全て報告 困難ケースに該当する事案の概要の報告

学校いじめ対策組織(対策チーム)会議の開催③

> いじめと認知した場合は、当該児童生徒の心身の苦痛の程度、いじめ の行為の重大性等を踏まえ、いじめを受けた児童生徒及び保護者の意向 を確認した上で、支援や指導助言の内容や、情報共有の在り方、教職員 の役割分担を含む対処プランを決定し, いじめの解消に至るまで組織的 かつ継続的に支援や指導を行います。

組織的な対処

- ▶ 策定した対処プランに基づき、いじめを受けた児童生徒及び保護者へ の支援や, いじめを行った児童生徒及び保護者への指導・助言, 周囲の 児童生徒への指導等を組織的・継続的に行います。必要に応じ、スク-ルカウンセラーによるカウンセリングの実施など、専門家と連携した支 援を行います。
- ▶ いじめを受けた児童生徒が、いじめ事案を理由に欠席したと疑われる 場合は、学校いじめ対策組織において情報を共有し、困難ケースとして 教育委員会に速報します。

教育委員会への報告

認知した全ての事案の状況の毎月の報告 困難ケースに該当する事案の状況の毎週の報告

学校いじめ対策組織(対策チーム)会議の開催④

▶毎月定例の学校いじめ対策組織会議において、支援や指導の状況を共 有し、必要に応じて、対処プランの見直しを行います。

いじめを受けた児童生徒と保護者への状況確認

▶ 認知後に設定した見守り期間(少なくとも3か月)の経過後, いじめ を受けた児童生徒とその保護者に対し、①いじめの行為が止んでいる状 態が相当期間継続していること,②その時点でいじめを受けた児童生徒 が心身の苦痛を感じていないことを面談等により丁寧に確認するととも に、今後も見守りを継続的に行うことを説明します。

学校いじめ対策組織(対策チーム)会議の開催(5)

- ▶上記①及び②について情報共有し、いじめの解消を判断します。
- ▶解消とならない場合は、対処プランを見直し、見守り等を継続します。
- ▶ いじめが解消した状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が 十分にあり得ることを踏まえ、日常的に関係児童生徒の様子を注意深く 観察します。

7 いじめの解消

学校は、単に謝罪をもって安易にいじめが解消されたと判断するのではなく、少なくとも、いじめの行為が止んでいる状態が相当期間継続していることやその時点でいじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないことを本人及びその保護者に対し、面談等により丁寧に確認するとともに、見守りを継続的に行うことを説明します。

学校は、いじめの解消に向け、次の取組を進めます。

- ア 学校は、いじめが解消に至っていない段階では、いじめを受けた児童生徒を徹底的に守り 通し、その安全・安心を確保するとともに、当該児童生徒の保護者に対し、関係児童生徒の 学校生活の様子や学校による支援策の実施状況について定期的に情報提供する。
- イ 学校は、いじめが解消した状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり 得ることを踏まえ、当該児童生徒について、日常的に注意深く観察する。

*1いじめの解消とは

(1) いじめが「解消している」状態

単に謝罪をもって安易に解消とせず、次の2つの要件が満たされている場合、解消と判断する。

- ①いじめられた児童へのいじめとされた行為が, 目安として少なくとも3か月止んでいる状態が,継続していること。
- ②いじめられた児童本人及びその保護者に対し、面談等を行った結果、いじめられた児童が、心身の苦痛を感じていないと認められること。

(2) 観察の継続

- ①いじめが「解消している」状態とは、あくまでも一つの段階に過ぎないため、いじめが再発する可能性があり得ることを踏まえ、「いじめ発見・見守りチェックシート」を活用するなど、児童や学級等の観察を注意深く続ける。
- ②いじめが解消していない段階では、いじめられた児童を徹底的に守り通し、安全・安心を確保する。

8 家庭や地域, 団体との連携

学校は、地域や団体と連携して、いじめの防止等に関する取組を実施します。

- ア 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画(学校いじめ防止プログラム)の作成・実施・検証・修正に当たっては、保護者や児童生徒の代表、地域住民などの参画を得て進めるよう取り組む。
- イ 学校いじめ防止基本方針を学校のホームページに掲載したり、学校便りに記載し配付したりするなどして、児童生徒、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講じる。
- ウ 学校いじめ防止基本方針の内容やいじめを発見した時の連絡相談窓口については,入学時・各年度の開始時に資料を配付するなどして,児童生徒,保護者,関係機関に説明します。また,年度途中の転入があった場合には,同様に当該児童生徒及びその保護者に説明する。
- エ いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、法に基づき、学校として警察への相談・通報を行うことについて、あらかじめ保護者等に対して説明する。

9 関係機関等との連携

学校は、関係機関と連携して、いじめの防止等に関する取組を実施します。

- ア いじめ行為のうち, 犯罪行為として取り扱われるべき行為を把握した際には, 被害を受けた 児童生徒の生命や安全を守ることを最優先とし, 法第23条第6項に基づき, ためらうことなく 直ちに警察に相談・通報し, 連携して対応する。(再掲)
- イ いじめへの対処に当たっては、必要に応じて、「学校いじめ対策組織」に スクールカウン セラー、スクールサポーター (警察官経験者)等の外部専門家を加えて対応する。(再掲)
- ウ 相談機関との連携については、管理職が窓口となり、個人情報保護に配慮しながら、いじめの早期発見のための貴重な情報と受け止めて適切に対応するとともに、対応の状況や結果について教育委員会に報告する。

10 いじめの重大事態への対処

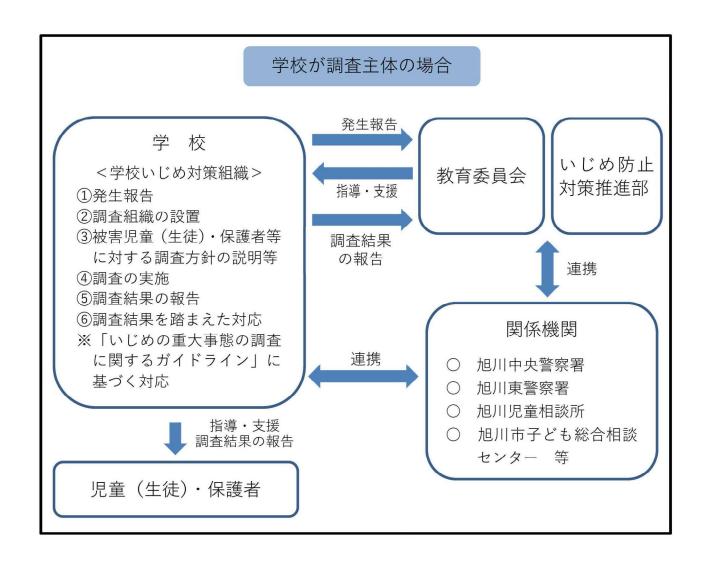
学校は、いじめの重大事態が発生した場合、法及び国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に基づき速やかに対処するとともに、事実関係を明確にする調査を行い、同種の事態の発生の防止に取り組みます。

(1) 重大事態の発生と緊急対応

- ア 学校は, 重大事態に該当する疑いがある事案を把握した場合, 速やかに教育委員会に相談します。特に, 法第28条第1項第2号に該当する重大事態(以下「不登校重大事態」という)の疑いがある場合, 不登校重大事態における欠席の相当の期間は年間30日が目安となるが, 欠席期間が30日に到達する前から教育委員会に報告・相談する。
- イ 学校は,重大事態が発生した場合,直ちに教育委員会に報告し,「重大事態態様フロー図」に基づいて対応する。
- ウ 児童生徒やその保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えていた としても、重大事態が発生したものとして対応する。
- エ 学校は、いじめを受けた児童生徒や保護者に寄り添う担当者を配置し、支援等に取り組む とともに、いじめを行った児童生徒に対し、内省を図るなど再発防止に向けた計画的な指導 を行う。

(2) 学校による調査

- ア 教育委員会が、学校を調査の主体とすると判断した場合、法第28条第1項に基づき、既存の「学校いじめ対策組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じた適切な専門家を加えた組織において、調査等を実施する。
- イ 調査は、事実関係を明確にするために行う。「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめが、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り明確にする。
- ウ この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでなく、学校が事実に向き合うことで、当該事態と同種の事態の発生防止を図るものである。

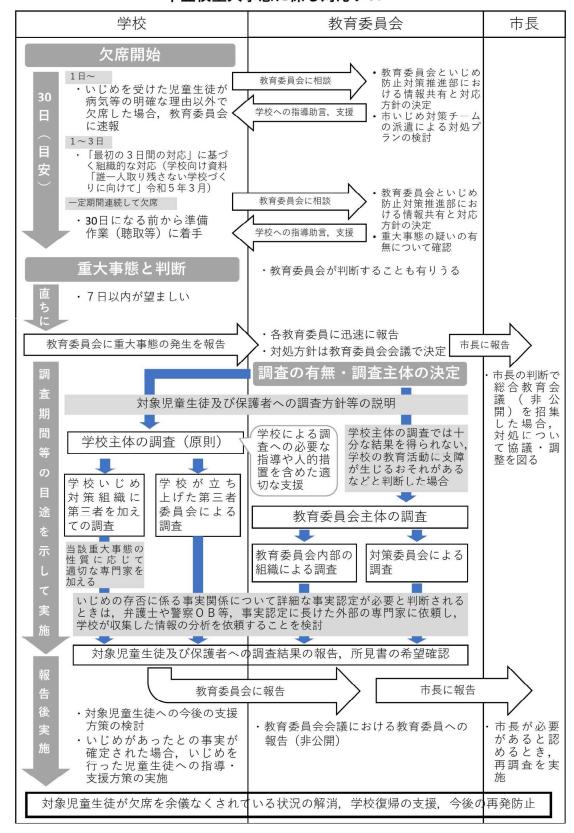


(3) 調査結果の提供及び報告

ア 調査の進捗状況及び調査結果は、事実関係その他の必要な情報を提供する責任を踏ま え、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、適時・適切な方法で情報を提供する。

(4) 不登校重大事態に係る対応

不登校重大事態に係る対応フロー



11 学校いじめ防止基本方針の見直しと公表

学校は、教育委員会が作成する学校いじめ防止基本方針〈策定の指針〉等の改定や本校のいじめの防止等の取組状況、重大事態への対処等を踏まえ、学校いじめ防止基本方針が適切に機能しているかどうかについて定期的に点検し、必要に応じて見直しを図ります。

また、学校いじめ防止基本方針を策定又は変更したときは、速やかにこれをホームページ等で公表するとともに、家庭や地域の理解と協力が得られるような取組を進めます。

12 学校いじめ防止プログラム

別添エクセルデータを参照する。

学校いじめ防止プログラ 4月 OUUD () U	<u>休止プ</u> ************************************	ログラム 5月 Olvi whit i 対策組織会議	6月(強調月間)	7月 7	8月	は、早期発見の取組 9月 9月
(しいてのが出来) 水和職大事機・学校いじめ防止基本方針の策定・完整・完整者への説明内容・学校ホームページ等での公開・総織の役割,事案への対処マニュアル等の確認・共通理解	本和職工職 本力針の策定 説明内容 等での公開 への対処マニュア 解	○いじめ事案への対応状況の情報共有 ・いじめ事案への対応状況の情報共有 ○校内研修(2) ・生徒指導提要「生徒指導の2軸3類	〇いじめ防止対策組織会議(スクールカウンセラーを含む)・いじめアンケートの集計、分析、認知の検討・カウセリング状況の情報共有・カウセリング状況の情報共有	〇いじめ防止対策組織会議 ・いじめ事案への対応状況の情報共有 ・ひじめ事案への対応状況の情報共有 ・ひだ内研修(4) ・いじめアンケートや各種調査、ス	〇いじめ防止対策組織会議 ・いじめ事案への対応状況の情報共有 ・いじか事案への対応状況の情報共有 〇市主催「旭川市生徒指導研究 協議会」への参加	○いじめ防止対策組織会議・(ほっと、情報機器利用実態調査の集計、分析結果の検討 ○校内研修(5)
○児童生徒に関わる学校間の 情報交流(授業参観等) ○校内研修(1) ・基本方針の内容の共通理解 ・児童理解研修①	わる学校間の 参観等) 	4 偏構造1の共通連解 〇市主催「いじめ防止対策研修会1への参加	○校内研修(3) ・「いじめ防止対策研修会」の 、還流報告 ○人権教育:「生命(いのち)の 安全教育」の授業の実施に ついて	トレスチェック結果の情報共有 〇児童生徒に関わる学校間の 情報交流(授業参観等)		の還流報告
〇登校時, 休み時間等の見守り活	登校時, 休み時間等の見守り 対校ネットパトロール(通年)	○道教委いじめ問題への取組 状況の調査① ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	○道教委いじめ問題への対応 状況の調査① ○子供理解支援ツール「ほっと」 調査 ○情報機器利用実態調査			O道教委いじめ問題への対応 状況の調査②
○基本方針(児童版)の策定 ・各学級での検討,周知 ○学習及び生活の基礎づくり ・学習規律,学習習慣 基本的な生活習慣(アウトゲイ) ・スクールカウンセラー ・スクールカウンセラー ・子どもボットライン ・子ども総合相談センター等	版)の策定 1. 周知 0基礎づくり 2基礎づくり 間(アウトゲ・ア) 1の理解 2ラー センター等	〇児童教育相談①(全員)	○いじめ・非行防止強化月間① ○児童会集会「いじめ防止集会」 の実施 ○人権教育:「生命(いのち)の 安全教育」の授業 ○いじめ防止の理解を深める学習① (道徳の時間)	○非行防止・情報モラル教室 (外部講師活用) ○いじめ相談窓口の理解 ・スクールカウンセラー ・子どもボットライン ・子ども総合相談センター等 ○「SOSの出し方」の学習		
○全校参観日 ・学校いにめ防止基本方針の説明 ・インターネット上のいじめの防止に関わる協力要請 ・警察と連携したいじめ問題」への対応 ・警察と連携したいとめ問題」への対応 ○保護者教育相談(1年・特支) ○学校いじめ防止基本方針のHPでの公開 ○いじめに関わる情報収集(通年)	大針の説明 いどめの防止に関わ とめ問題」への対応 (1年・特文) 本方針のHPでの公開 を方針のHPでの公開 を対象収集(通年)		○学校運営協議会 ・学校いじめ防止基本方針等の説明	○1学期の取組の状況等につい ての公表 ・学校だより ・保護者教育相談等 ○保護者教育相談の	○「旭川市生徒指導研究協議会」への保護者の参加呼びかけ	○参観日 ・前期のいじめ防止等の取組状況の 情報共有等

	10月(強調月間)	11月	12月	1月	2月	3月
		Oいじめ防止対策組織会議 ・いじめ事案への対応状況の情報共有	Oいじめ防止対策組織会議 いじめ事案への対応状況の情報共有	〇いじめ防止対策組織会議 ・いじめ事案への対応状況の情報共有	〇いじめ防止対策組織会議(スクールカウンセラーを含む) いじめアンケートの集計、分析、認知の検討 ・カウセリング状況の情報共有	〇しいじめ防止対策組織会議・学校評価等を踏まえた。学校評価等を踏まえた。学校いじめ防止基本方針等の見直し・新年度における学校いじめ防止プログラムの作成・1年間のい、対略にいの陥れ
	○校内研修(6) ○人権教育:SNSの適切な利用 に係る学習(情報モラル学習)		○校内研修(8) ・児童理解研修② ・自己肯定懸や自己有用感を高める 指導の在リ方		〇市主催「いじめ防止対策研修 会」への参加	イエドスケーンでは、 対域等の状況、指標等の検証 ・新年度に向けた指導や配慮が 必要な状況等の確認
	の 美術 に の 大郎 に の 大郎 に の 大郎 に の に に の に の に の に の に の に に に に に に に に に に に に に		〇学校評価 ・いじめの防止等に関わる 取組にいての点検		〇校内研修(9) ・いじめアンケートや各種調査、ストレスチェック結果の情報共有	〇校内研修(10) ・「いじめ防止対策研修会」の 還流報告
	Oいじめアンケート調査② Oストレスチェックの実施	○道教委いじめ問題への取組 状況の調査②○道教委いじめ問題への対応 状況の調査③	〇児童生徒に関わる学校間の 情報交流(授業参観等)		Oいじめアンケート調査③ (市独自) ○ストレスチェックの実施	〇中学校との連携:進学に伴ういじめ事案等の情報の引継
	○児童教育相談②(全員) ○いじめ・非行防止強化月間② ○人権教育:SNSの適切な利用 に係る学習(情報モラル学習)	○児童会集会の実施・児童集会」による異学年交流	○非行防止・情報モラル教室 (外部講師活用) ○いじめ相談窓口の周知 ・校内の窓口 ・子ども版市長への手紙」 ・子ども総合相談センター等			Oいじめ相談窓口の周知 ・校内の窓口 ・子ども版市長への手紙」 ・子ども総合相談センター等 O「SOSの出し方」の学習
-	〇学校運営協議会 ・2学期の取組についての説明 〇情報機器の正しい扱い方 インターネットで行われるい じめなどに関わる情報提供 と家庭教育の啓発	〇参観日 ・アンケートの結果及びいじめ防止 等の取組状況の情報共有等	○2学期の取組の状況等についての公表・学校だより・参観日等	〇学校運営協議会 ・1年間の取組状況の説明 ・次年度の学校いじめ防止基本方針 に	〇参観日 ・後期のいじめ防止等の取組状況の 情報共有等	O3学期の取組の状況等につい ての公表 ・学校だより ・参観日 等
			-86-			